確定申告バトル 2024

文 編集部 いなにわうどん

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。mast21 のいなにわうどんです。

突然ですが、この記事の赤入れ*¹ は 3 月 14 日に行われており、奇しくも翌日の 3 月 15 日は今年度の確定申告の締切日です。そんなわけで本稿では、確定申告をする際に必要な 諸般の手続きについてお届けしたいと思います。

1 はじめに

大学生になると交流関係*² や行動範囲も広がり、生活費、趣味、外食、旅行等に相当な出費を要するため、何らかの手段でお金を得る必要があります。このことに関しては「ぼっち・ざ・ろっく!」[1] の主人公である後藤ひとりも次の通り述べています。

「人生とはどこまでも地獄なのか…! 高校在学中にデビュー出来なかったら私も一旦は就職しなきゃいけないんだよね…」

本稿では特に**大学生が業務委託として働いて扶養を超えた**状況にターゲットを絞り、取るべき手続きや払うべき金額 *3 を、筆者の経験を基に概観します *4 。

- 注意 -

実際に確定申告等の各種手続きを行う際は、本稿以外にも書籍やインターネット、専門家等を通じて十分に情報を収集することをおすすめします。なお、個別の税の計算方法の相談に応じることは税理士の独占業務に当たりますが、一般的な税の説明を述べる行為自体は禁止されていません[2]。

2 確定申告ってなんや

国税庁 [3] によると、確定申告は「毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算して確定させる手続」を指すと定義され、その申告には図1に示す書類を用います。第3章に詳しく述べますが、所得税や住民税、健康保険料はここで申告した額に基づいて算出されるため、正確に計算したうえで申告する必要があります。

もっとも、正社員やアルバイトとして何らかの会社や法人に所属して働く際には、源泉徴

^{*&}lt;sup>1</sup>記事をより良いものにするべく、文章の誤字脱字を修正したり、構成を見直したりする作業。WORD では赤 入れ日が事実上の記事締切となる

^{*2}本当?

^{*3}タイトルでは便宜上「確定申告」と呼んでいるが、それ以外の項目も含むものとする

^{*4}記事執筆にあたっては可能な限りの調査を尽くしたが、不正確な記述を含む可能性がある

収や年末調整によって税金は自動的に徴収・還付されるため、確定申告は原則不要です∗⁵。 しかしながら、後述する業務委託と呼ばれる働き方をする場合は、確定申告の義務が生じます。

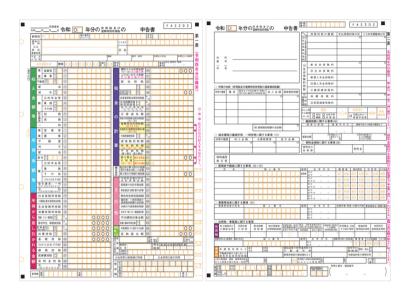


図 1 確定申告書。e-Tax を用いて申告する場合、手で記入する必要はない

2.1 業務委託

業務委託契約*6は、雇用契約を結ぶことなく一定の業務を引き受け、その対価として報酬を得る契約です。この契約には、成果物(ソフトウェア等)を引き渡すことで報酬を得る「請負契約」や、ある業務を行うことに対して報酬が発生する「準委任契約」が存在します。

業務委託のメリット

働く時間や場所の拘束を受けずに*⁷ 働ける。組織に所属しないため、制約が小さい。 **業務委託のデメリット**

健康保険組合に加入できず、自分で国民健康保険に加入する必要がある。確定申告 の義務が生じる。労災が適用されない*8。

2.2 個人事業主と青色申告

学生やいわゆるフリーランスと呼ばれる人が業務委託契約を結ぶ場合、個人事業主になることが多いです。個人事業主は、法人を設立せず個人として事業を行い、後述する事業

^{*5}副業等で本業以外にも一定の収入がある者は申告が必要

^{*6}IPA の未踏事業も業務委託契約になるため、諸手続きはすべて自分でこなす必要がある

^{*7}雇用関係がない業務委託契約では、委託者が指揮命令を行うことが認められない

^{*8}企業にとっては、業務委託契約とすることで社会保険の負担をせずに済む、労働基準法が適用されないなどのメリットが存在する。中にはアルバイトと同等の内容を業務委託として契約する(偽装請負、本来は違法)場合も存在するため、契約内容をよく確認する必要がある

所得を継続的に得る者を指します。

個人事業主になると、青色申告(複式簿記を採用し、確定申告時に貸借対照表と損益計算書を添付する申告制度)を行うことができます。記帳方法が複雑で、記入すべき書類が増えるなど面倒な申告方式ですが、青色申告を行うことで次に代表される特典を享受することができます(特典はこの他にもあります)。これらの詳細は次章以降で触れていきます。

- 青色申告特別控除
- 少額減価償却資産の特例

3 税額を計算しよう

厳密には異なりますが、支払うべき税額は大まかに以下の式で計算されます。下線用語の 定義は本章で詳しく見ていくので、まずはこの式をなんとなく頭に入れておいてください。

所得 = 収入 - 必要経費 - (給与所得控除と 青色申告特別控除)

課税所得 = 所得 - 所得控除

税額 = 課税所得×税率 - 源泉徴収税額

収入は貰った額によって自動的に決定されますが、所得や課税所得は経費計上や控除に よってある程度まで減らすことができます。所得が減ると税額が減る一方で、貰った給料 や報酬が減るわけではないため、基本的にはこの所得を減らす方向で考えていきます。

3.1 所得と経費

働いて得られるお金(給与や収入)は「<u>収入</u>」と呼ばれます。この収入から<u>必要経費</u>を差し引いた額を「<u>所得</u>」と定義します。所得には様々な区分が存在し、給料を指す「給与所得」、事業によって得られた「事業所得」、その他雑多な「雑所得」等に分かれます。業務委託で得たお金は給料ではなく報酬に該当するため、事業所得に区分されます。

給与所得では原則として経費は認められませんが*9、事業所得では必要経費を計上することができます。例えばプログラムの開発を行う場合、経費に該当するものとその勘定項目*10としては、以下の例が挙げられます。

消耗品費 業務上で使用したキーボード、マウス等

事務用品費 業務上で使用したボールペン、ノート、コピー用紙、インク等

図書新聞費 業務上で使用した書籍、論文等

旅費交通費 会社に行くための交通費等

その他にも自宅で業務を行った際には、地代家賃や水道光熱費、通信費のうち一定の割合*¹¹を経費に計上(家事按分)できます。

^{*9}国税庁[4]によれば、「給与所得は、事業所得等のように必要経費を差し引けない代わりに、給与所得控除額を収入金額から差し引く」と説明されている

^{*10}簿記上の分類項目。このうちいくつかは経費精算に使用される

^{*11}この割合は、業務に利用した時間や空間を基に算出する

減価償却

消耗品費や事務用品費として認められるのは 10 万円未満に限定されます。10 万円以上の物品は固定資産として扱い、減価償却*¹² と呼ばれる仕組みを用いて、複数年に亘って経費計上を行う必要があります。ただし個人事業主の青色申告者は、少額減価償却資産の特例 [5] を利用することで、30 万円未満の資産を一括して経費に計上することができます。

免税事業者とインボイス

売上が 1,000 万円以下の事業者は免税事業者に区分され、消費税の申告が免除されま t^{*13} 。業務委託のケースを考えると、免税事業者は委託者に対して消費税を請求すること ができる一方で、残った消費税 t^{*14} は納付する必要がありません。

ただし、昨年 10 月に適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。このインボイス制度に対応する場合は、売上 1,000 万円以下の事業者も課税事業者になる必要があります。制度開始以降、課税事業者が仕入税額控除*¹⁵ を適用するには適格請求書発行事業者との取引が要求されるため、従来通り免税事業者のままでいることは難しくなるかもしれません*¹⁶。

3.2 控除

控除とは一般に、ある金額から一定額を差し引くことを指します。税制上の控除には様々な種類が存在しますが、まず考慮すべきは給与所得控除または青色申告特別控除です。これらの控除を適用することで、収入から一定額を差し引き所得*17を減らすことができます。アルバイト等の場合は給与所得控除が、業務委託の場合は青色申告特別控除が主に該当します*18。

表 1 給与所得控除と青色申告特別控除

控除の種類	説明
給与所得控除	給与所得 が 162 万 5,000 円 以下の場合、55 万円を控除する
青色申告特別控除	青色申告を行い、① e-Tax を用いて申告を行う ② 優良な電子
	帳簿の要件 [7] のいずれか満たす場合に限って 65 万円を控除
	する。①② を満たさない場合は 55 万円を控除する

^{*12}高額な設備は、時間の経過とともに少しずつ資産価値が減少すると認識する会計処理

^{*13}売上規模が小さい事業者の事務負担を軽減することが目的であると考えられている [6]

 $^{*^{14}}$ 言うまでもなく、経費等で物品を購入した場合には消費税を支払う義務が生じる。例えば 100 万円(税別)の報酬を得た場合、委託元に請求可能な消費税は 10 万円となる。ここで業務の遂行にに 50 万円(税別)の経費が掛かったとすると、我々は 5 万円を経費に対する消費税として支払っている。このとき 10-5=5 万円の消費税が手元に残り、この分の申告が免除される形となる

^{*15}必要経費に掛かった消費税を、納めるべき売上の消費税から控除する仕組み

^{*16}免税事業者と業務委託契約を結ぶ場合、委託元はその分の仕入額に掛かる消費税を控除できなくなるため、免税事業者は課税事業者と比較して仕事を取りにくくなることが懸念される

^{*&}lt;sup>17</sup>後述する所得控除では課税所得を減らすのに対し、給与所得控除・青色申告特別控除は所得自体を減らす

^{*18}給与所得・事業所得の両方が存在する場合は併用が可能

加えて、所得控除や税額控除といった別の控除も存在します。ここで我々が特に注視すべきは<u>所得控除</u>と呼ばれる、ある条件を満たすことで**所得**から一定額を差し引くことができる仕組みです。所得から所得控除を差し引いた額を「<u>課税所得</u>」と呼び、これに税率を乗じることで税額が求まります。学生には、表 2 に示す控除が主に関係します。

控除の種類	説明
基礎控除	所得が 2,400 万円以下の場合、所得税から 48 万円、住民税か
	ら 43 万円を控除する
勤労学生控除	学生であり、合計所得金額が 75 万円以下かつ、勤労に基づく
	所得以外の所得が 10 万円以下の場合に限って、所得税から 27
	万円、住民税から 26 万円を控除する
社会保険料控除額	1月1日から 12 月 31 日までに支払った社会保険料の全額を
	控除する

表 2 主に関係する控除の例

3.3 源泉徴収

短期のインターンシップやアルバイト等に参加すると、給料や報酬の支払時に、企業から予め所定の金額(<u>源泉徴収税額*19</u>)を徴収されることがあります。これらは既に企業側から所得税として支払われた税金であるため、確定申告の際に支払うべき税額から差し引かれます。年度末に掛けて企業から源泉徴収票と呼ばれるはがきが送られてくるため、これを参考に記入します*20。

4 払うべきお金

これまで税金の計算方法について述べてきましたが、実際に徴収されるお金としては主に所得税、住民税、社会保険料が存在します。これらを詳しく見ていきます。

4.1 所得税

所得税は一年間の所得に対して掛かる税で、確定申告時に納税します。所得金額に応じて段階的に税率が変化する累進課税方式が取られており、課税所得が194万9,000円までで5%、195万円以上は10%……といった具合に、最大45%まで変動します。先に述べた通り、課税所得は収入ではなく必要経費や控除を差し引いた額を指すため、実際は300万超程度の収入までは税率は5%となり、筆者を含む学生のほとんどはこの枠に当てはまると考えられます。

所得税額 = 課稅所得額 × 税率 - 控除額 - 税額控除額

^{*19100}万円以下の報酬に対しては報酬×10.21%。給料の場合は計算方法が異なる

^{*20}本来支払うべき税額よりも源泉徴収税額が大きいときは、税金が還付されます

扶養を抜けると親の税金が上がる?

経済的に自立していない親族を養うことを扶養と呼び、多くの大学生は親の扶養に入っています(子供は被扶養者となる)。そして扶養者(親)は、被扶養者の数に応じて扶養控除を適用することができます。すなわち、まだ自立していない子供が多いほど所得が低くなり、税金が安くなるということです。

控除対象となる扶養親族は 1-30 歳 または 70 歳以上と定められ、親族 1 人あたり 35 万円の所得控除が受けられます。その中でも 19-22 歳の扶養親族は特定扶養親族に区分され、 控除額が 65 万円に引き上げられます。

ここで注意すべき点は、被扶養者の合計所得金額が48万円を超えると扶養親族として認められなくなる点です。給与所得者は収入が103万円、青色申告者も(収入 – 必要経費)が113万円を上回ると合計所得金額が48万円を超えるため、扶養から外れてしまいます。したがって扶養を超える額まで働くと自身が課税対象になるだけでなく、ご両親の税額まで上がってしまうため、事前にご家族と十分に相談する必要があります*21。

4.2 住民税

県や市に対して払う税です。合計所得金額が45万円以下の場合は非課税となります。所得控除額が所得税と住民税では異なるため、注意が必要です。

住民税額 = 所得割額 (課税所得額×概ね 10%*²²) + 均等割額 (概ね 5,000 円*²³) - 税額控除額

4.3 保険と年金

実は税金よりも手強いのが保険と年金です。一定以上の所得を上回ると、年間 30-40 万 円程度の支払いが必要になります。

国民健康保険

日本には国民皆保険制度があるため、国民は必ず何らかの公的医療保険に加入する必要があります。ここで、公的医療保険は主に2つに分類されます[8]。

被用者保険(健康保険や共済組合)

会社員や公務員の場合に加入する。事業者側が半分以上の保険料を負担するため、保 険料の負担は半分以下で済む。また、家族等の被扶養者も保険の対象となる。

地域保険(国民健康保険)

自営業(個人事業主含む)が加入する。全額自己負担な上に、扶養も存在しない(世帯の人数分だけ保険料を負担する必要がある)。

ご両親が会社勤めの場合、我々学生は基本的に社会保険上の扶養に入ることになるため、

^{*21}筆者は「18 過ぎると控除ってないらしいよ」などと適当に誤魔化しましたが、このあたりはご両親とよくネゴっておくべきだと思います

追加で保険料を支払う必要はありません。しかしながら、社会保険における扶養*²⁴は「年収*²⁵130万円未満かつ被保険者の年収の1/2未満」と定められているため、年収が130万円に達した時点*²6で扶養から外れ、自分で保険に加入する義務が生じます。個人事業主の場合は国民健康保険に加入するため、かなりの保険料*²¯7を負担する覚悟が必要です(筆者は昨年度21万円超の保険料を負担しました)。

国民年金

20 歳以上の日本国民は、国民年金への加入が義務付けられています。学生は学生納付特例制度 [9] を利用することで納付が免除されますが、この制度を利用するための所得基準は (128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等) 以下と定められています。この所得を上回ると、月々16,520円(一年前納で年間194,720円)の納付が要求されます。

- Tips: ○○円の壁 **-**

ニュース番組等で「103万円の壁が……」などと話している様子を聞いたことはないでしょうか。この「壁」とは、俗に収入がある金額を上回ると、急に払うべき税金や保険料が増えるラインを指します。特に学生に関係する「〇〇円の壁」には、以下の壁が存在します。「給与 100, 青色 110万円の壁」と記載する場合、それぞれ給与所得者、青色申告者における基準を示します。

給与 100、青色 110 万円の壁:住民税の課税ライン

収入 100 万円 - {給与所得控除 55 万円 | 青色申告特別控除 65 万円}

> 非課税限度額 45 万円 の計算。

勤労学生控除を適用する場合、基礎控除 43 万円 + 給与所得控除 55 万円 + 勤労学生控除 26 万円 = 124 万円 (青色申告者は 134 万円) まで所得割が掛か らないため、均等割のみの納税でよい。

給与 103. 青色 113 万円の壁:扶養親族を外れるライン

収入 103 万円 - {給与所得控除 55 万円 | 青色申告特別控除 65 万円}

> 合計所得金額 48 万円 の計算。

130 万円の壁:保険料を納めるライン

「年収130万円未満かつ被保険者の年収の1/2未満」を満たさなくなる。

給与 130, 青色 140 万円の壁:学生に所得税が課税されるライン

収入 130 万円 - {給与所得控除 55 万円 | 青色申告特別控除 65 万円}

- 基礎控除 48 万円 - 勤労学生控除 27 万円 > 0 の計算。

^{*24}税制上における扶養の定義とは異なる

 $^{*^{25}}$ この年収は「総収入から『直接的必要経費』を差し引いた額」と定義される。税制上の必要経費のすべてを差し引けるわけではないため注意

^{*26}健康保険組合によっては「2ヶ月連続で 108,334 円(130 万円 ÷ 4)を超えた時点で保険の加入資格を取り消す」等と明記される場合もあるため要確認

^{*27}保険料は所得によって決定され、地域によって異なる

5 具体的な手続き

学生が業務委託契約を結ぶにあたり、実際にどのような手続きが必要かを確認します。

5.1 所得を確認する

まず、一年間(1月1日-12月31日)で業務委託として得る予定の所得(収入から必要 経費を差し引いた額)を確認します。ここで、以下の条件のいずれかを満たす場合は手続 きは不要です。お疲れ様でした!

- 所得が20万円以下
- 所得が48万円以下で、アルバイト等で給与所得を得ていない

これらの条件を満たさなかった場合は、以下の手順に沿って手続きを進めます。

- 1. 開業後まもなく: 開業届・青色申告承認申請書を提出する
- 2. 健康保険の被扶養者要件を満たさなくなった時点で:健康保険の被扶養者から外れ、 国民健康保険に加入する
- 3. 年度末:確定申告を行い、所得税の払込を行う
- 4. 翌年度6月頃:住民税の払込を行う
- 5. 20 歳を迎えたら:国民年金の加入手続きを行うか、学生納付特例制度を申請する

5.2 開業届・青色申告承認申請書を提出する

まず開業届を提出し、個人事業主として開業したことを税務署に通知します。また、青色申告の特典を享受するために、青色申告承認申請書を提出します。これらの書類は税務署に持参・郵送するか、e-Tax を用いた電子申請*28 によって提出することができます。

筆者は大学 1 年生の頃に開業届を出しましたが、当時はマイナンバーカードを取得していなかったため、県税事務所にまず開業届と青色申告承認申請書を提出した上で、e-Tax の「ID・パスワード方式 $_{1}$ * 29 の申請を行うために税務署を訪れました。

5.3 帳簿を付ける

事業主の義務として帳簿(青色申告を行う場合は複式簿記を採用)を付ける必要があります。このあたりは複雑なので、freee* 30 やマネーフォワード* 31 等の会計ソフトを用いると便利です* 32 。加えて青色申告者が必要経費を計上した場合、レシートや領収書は 5–7 年間の保管が義務付けられています。

^{*&}lt;sup>28</sup>前述の通り、65 万円の青色申告特別控除を受けるには e-Tax を用いた申請または電子帳簿保存が必要

^{*&}lt;sup>29</sup>マイナンバーカードを所有しない場合は専用の ID を発行することで e-Tax を利用できる

^{*30}https://www.freee.co.jp/

^{*31}https://biz.moneyforward.com/tax_return/

^{*32}神エクセルで処理しようと思うと年度末に1日掛けて整理する必要があり、地獄

5.4 国民健康保険に加入する

健康保険の被扶養者要件を満たさなくなった、すなわち年収が130万円を上回った時点で、速やかにご両親の被用者保険から外れる手続きを行います。この手続きが終わると健康保険組合等から資格喪失証明書が発行されるため、この書類を市/区役所に持参して国民健康保険に加入します。

状況によっては被扶養者資格を過去に遡って削除されることも想定され、その際は削除 月にまで遡って国民健康保険料を支払う必要があります。資格喪失期間中に医療機関等に 掛かっていた場合、医療費の7割(健保負担分)の返還が要求されますが、後に医療費返 還の手続きを踏むことでこの分は返金されます*³³。

5.5 確定申告を行う

年度末には確定申告を行います。青色申告者は確定申告書、青色申告決算書の 2 枚を提出する必要がありますが、e-Tax を利用すればフォームを埋めていくことで書類の作成・申請が完了できます。国税庁が公式に提供する「確定申告書等作成コーナー*34」を用いて申請を進め、懐かしい UI(図 2)を拝むのが風物詩です。また近年の会計ソフトでは、ソフト内で申告を完結させる機能を備えるものも多いようです。

確定申告後、忘れた頃(翌年度6月頃)に住民税の納税通知書が届くため、コンビニや銀行、クレジットカード等を用いて納税します。確定申告を済ませた場合は、住民税の申告は不要(支払は別途必要)です。



図 2 確定申告書等作成コーナーのスクリーンショット

^{*33}千葉県柏市の例:

https://www.city.kashiwa.lg.jp/hokennenkin/hokennenkin/kyufu/henkansekyu.html

^{*34}https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top

5.6 国民年金に加入する

20 歳を迎えてまもなく年金関連の書類が自宅に郵送されるため、これを参考に国民年金の加入手続きを進めるか、学生納付特例制度の利用申請を行います。

6 むすびに

気が付けばかなりの長文になってしまいました。確定申告自体はそれほど面倒な手続きではありませんが、青色申告を行う場合は諸々の申請や帳簿付け、書類作成等が要求されるため、通常の申請と比べてハードルは大分高くなると感じています*35。

情報系の学部にいると、個人事業主*36としてバリバリ働くぞ! といった人々が謎に散見されるのですが、一般に扶養を抜けて得になる年収*37は200万円程度からと言われています。……ゆえに安易に扶養を抜けて働くことは(金銭的にも労力的にも)必ずしも推奨はしませんが、もし業務委託として働いて扶養を超えた方がいらっしゃれば、本稿が少しでも参考になれば幸いです。

末筆ながら、新入生のみなさんが豊かな大学生活を送れることを心よりご祈念いたしま す。ようこそ、筑波大学へ!

参考文献

- [1] はまきあき「ぼっち・ざ・ろっく! (1)」, 芳文社, 2019.
- [2] 国税庁「第2条《税理士業務》関係」, https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/zeirishi/02.htm, 2023(2024年3月4日参照).
- [3] 国税庁「No.2020 確定申告」, https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2020.htm, 2023 (2024年3月4日参照).
- [4] 国税庁「No.1400 給与所得」, https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1400.htm, 2023 (2024年3月4日参照).
- [5] 国税庁「No.5408 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」, https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5408.htm, 2023 (2024年3月4日参照).
- [6] 国税庁「消費税の事業者免税点制度の在り方についての一考察」, https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/88/01/index.htm, 2023 (2024 年 3 月 4 日参照).
- [7] 国税庁「優良な電子帳簿の要件」、https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/05.htm (2024年3月4日参照).
- [8] ニッセイ基礎研究所「医療保険制度の保険料はどうやって決まるの?」, https://

 $^{*^{35}}$ 桜の蕾が綻び始める季節に X(旧 Twitter)を開くと、絵師さんやエンジニアが青色申告に苦しむ様子が観測される

^{*36}ときには正社員

^{*37}支払うべき税金や保険料を勘案して、扶養を抜ける前よりも手取りが増える額、という意味。例えば、一般に一年の収入が130万円を僅かに上回ると、130万円未満に抑えた場合に比べて大きく損をするとされている

- www.nli-research.co.jp/report/detail/id=58004?site=nli(2024年3月7日参照).
- [9] 日本年金機構「国民年金保険料の学生納付特例制度」, https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html, 2023 (2024 年 3 月 7 日参照).